

(傍線部分は改正部分)

		改 正 後	改 正 前
受講の免除を受けることができる者	講習科目	受講の免除を受けることができる者	講習科目
(略)	(略)	(略)	(略)
一 道路交通法（昭和三十五年法律五百五号）第八十四条第三項の大 型特殊自動車免許（カタピラ）を有 する自動車のみを運転することを 免許の条件とするものを除く。） 又は同条第四項の大型特殊自動車 第二種免許（カタピラを有する自 動車のみを運転することを免許の 条件とするものを除く。）を有す る者	二 次のいずれかに掲げる者であつ て、三月以上シヨベルローダー又 はフオークローダーの運転の業務 （鉱山保安法（昭和二十四年法律 第七十号）第二条第二項及び第四 項の規定による鉱山における当該 業務を含む。以下同じ。）に從事 した経験を有する者	（講習科目の受講の一 部免除） 第三条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる 講習科目について当該科目の受講の免除を受けることができる。	（講習科目の受講の一 部免除） 第三条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる 講習科目について当該科目の受講の免除を受けることができる。

(略)	<p>免許（カタピラを有する自動車のみを運転することと免許の条件とするものに限る。）を有する者</p> <p>口 道路交通法第八十四条第四項の大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許、普通自動車第二種免許又は大型特殊自動車第二種免許（カタピラを有する自動車のみを運転することを免自動車のみを運転することを免許の条件とするものに限る。）を有する者</p> <p>一 道路交通法第八十四条第三項の大</p> <p>型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許又は大型特殊自動車免許（カタピラを有する自動車のみを運転することを免許の条件とするものに限る。）を有する者</p> <p>二 道路交通法第八十四条第四項の大</p> <p>型自動車第二種免許、普通自動車第二種免許又は大型特殊自動車第二種免許（カタピラを有する自動車のみを運転することを免許の条件とするものに限る。）を有するものに限る。）を有する者</p>
(略)	(略)

(略)	<p>道路交通法第八十四条第三項の大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許又は大型特殊自動車免許（カタピラを有する自動車のみを運転することを免許の条件とするものに限る。）を有する者</p> <p>（略）</p>
(略)	